

装装装第11110号  
30.8.8

防 衛 技 監  
長官官房各装備官  
長官官房審議官  
長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用における利用料の算定  
要領について（通知）

標記について、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等  
の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30.8.8）第9  
項第2号の規定に基づき、別紙のとおり定めたので、通知する。

なお、防衛省開発航空機等の民間転用における利用料の算定要領について（装  
装装第104号。27.10.1）は廃止する。

添付書類：別紙

## 防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用における利用料の算定要領

## 1 趣旨

この要領は、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30.8.8。以下「通達」という。）第9項第2号の規定に基づき、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用における利用料の算定方法について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語の意義

この要領に掲げる用語の意義は、通達に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約企業 部外転用契約を締結した企業をいう。
- (2) 補用品等 装備品等を使用するに当たって必要な製品及び部品であって、当該部外転用装備品等の原型となった装備品等（以下「防衛省装備品等」という。）の開発過程等で独自に製造した製品及び部品のうち、契約企業が生産可能なものをいう。

## 3 利用料の計算

利用料は、次の計算式により、その額を計算するものとする。

$$\text{利用料（円）} = \text{基本額（円）} \times \text{利用料率（パーセント）}$$

## 4 基本額の計算

- (1) 前項の計算式における基本額は、次のいずれかの計算式によって、部外転用契約に定めるものとする。
  - ア 基本額（円）＝部外転用装備品等及び補用品等の前年度の売上金額
  - イ 基本額（円）＝部外転用装備品等及び補用品等の前年度の販売利益金額
- (2) 前号の計算式における売上金額及び販売利益金額は、次の計算式により、その額を計算するものとする。
$$\text{売上金額（円）} = \text{販売単価} \times \text{販売数量}$$
$$\text{販売利益金額（円）} = \text{売上金額} - \text{経費}$$
- (3) 当該契約期間中における第1号で定めた基本額の計算式の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 第2号の計算式における販売単価は、公租公課、運送費、梱包費、保険料を含まない正味の販売価格である工場出荷価格又はグループ出荷額のいずれかを使用することを基本とする。ただし、契約企業が自社で保有する部外転用装備品等を第三者に売却する場合は、減価償却を行った上で販売単価を算出するものとする。

(5) 第2号の計算式における経費に関し、次に掲げる事項について、部外転用契約に定めるものとする。

ア 公認会計士又は監査法人による監査の下で契約企業が算出した価格を防衛省に報告すること

イ 必要に応じて防衛省による監査を行うこと

ウ 算出する経費区分についてはあらかじめ防衛省と調整すること

(6) 下請企業等が直接補用品等を販売した場合は、当該補用品等の売上に対する利用料を当該下請企業等が契約企業に納め、当該契約企業から国へ納付するものとする。

なお、この場合の基本額の計算式及び利用料率は、契約企業と同じ計算式及び利用料率を用いるものとする。

## 5 利用料率の計算

第3項の計算式における利用料率は、次の計算式により、その値を計算するものとする。

利用料率（パーセント）＝基準率（パーセント）×寄与率（パーセント）×条件率（パーセント）

## 6 基準率の計算

(1) 前項の計算式における基準率は、次表の左欄に掲げる基本額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。

基本額	基準率（パーセント）
第4号（1）アの計算式による基本額とする場合	2
第4号（1）イの計算式による基本額とする場合	10

(2) 契約期間中に部外転用で契約企業が得た総収益が、部外転用に伴い契約企業が負担する開発経費を上回った場合、次の同型装備品等の部外転用契約において、前号で定めた基準率は、次表の左欄に掲げる基本額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値に変更することができるものとする。

基本額	基準率（パーセント）
第4号（1）アの計算式による基本額とする場合	3
第4号（1）イの計算式による基本額とする場合	20

(3) 基準率は、部外転用契約に定め、同契約期間中は変更しないものとする。

## 7 寄与率の計算

(1) 第5項の計算式における寄与率は、次の計算式により、その値を計算するものとする。

なお、部外転用されない部品とは、防衛省装備品等に使用されている部品であって、部外転用装備品等には使用されないものをいう。以下次号及び第3号において同じ。

$$\text{寄与率（パーセント）} = \left( \text{防衛省装備品等の開発経費} - \text{部外転用されない部品の開発経費} \right) \div \text{部外転用装備品等の総開発経費} \times 100$$

- (2) 前号の計算式における部外転用装備品等の総開発経費は、次の計算式により、その値を計算するものとする。

$$\text{部外転用装備品等の総開発経費} = \text{防衛省装備品等の開発経費} - \text{部外転用されない部品の開発経費} + \text{部外転用に伴い契約企業が負担する開発経費}$$

- (3) 第1号の計算式における部外転用されない部品の開発経費は、契約企業が販売する部外転用装備品等の仕様ごとに定めるものとする。また、部外転用装備品等の総開発経費又は防衛省装備品等の開発経費の特定が困難な場合は、寄与率を100パーセントとして取り扱うものとする。

- (4) 第2号の計算式における計算要素のうち、契約企業の販売状況には影響されない要素については、部外転用契約を締結する際に定めるものとする。

- (5) 補用品等に乗じる寄与率は、当該補用品等を利用する部外転用装備品等で定めた寄与率を用いるものとする。ただし、補用品等のみを部外転用する場合は、次の計算式により、その値を計算するものとする。このとき、当該補用品等に対する防衛省の開発経費の特定が困難な場合は、寄与率を100パーセントとして取り扱うものとする。

$$\text{寄与率（パーセント）} = \text{当該補用品等に対する防衛省の開発経費} \div \text{当該補用品等の総開発経費} \times 100$$

## 8 条件率の計算

- (1) 第5項の計算式における条件率は、100パーセントを基準値とし、次表の左欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる条件を満たす場合には、同表の右欄に掲げる値を基準値から差し引いた値とする。

事項	条件	基準値から差し引く値（パーセント）
量産効果による調達経費の低減	量産効果による調達経費の低減が確認できること	20
派生技術の提供	部外転用の実施により生じる派生技術の提供を認めること	10
生産情報の提供	部外転用装備品等の生産に関する情報の提供を認めること	10
運用情報の提供	部外転用装備品等の運用に関する情報の提供を認めること	10

- (2) 前号の表の左欄に掲げる量産効果による調達経費の低減については、量産効果による調達経費の低減が確認できた年度から適用する。当該事項は原則次年度以降も適用するが、必要に応じ、見直しを行うものとする。
- (3) 第1号の表の左欄に掲げる派生技術の提供については、部外転用契約を締結する際に提供の可否を定めるものとする。
- (4) 第1号の表の左欄に掲げる生産情報の提供については、契約企業の販売状況を踏まえて提供の可否を定めるものとする。
- (5) 第1号の表の左欄に掲げる運用情報の提供については、契約企業の販売状況を踏まえて提供の可否を定めるものとする。また、同表に掲げる運用情報の提供に関する条件について、特定の一部を満たす場合は、基準値から差し引く値を5パーセントとする。
- (6) 第1号の表の左欄に掲げる事項のうち、派生技術の提供、生産情報の提供及び運用情報の提供について、契約期間中に契約企業が変更を申し出てきた場合は、その内容に応じて必要な措置をとるものとする。
- (7) 補用品等に乗じる条件率は、当該補用品等を利用する部外転用装備品等で定めた条件率を用いるものとする。ただし、補用品等のみを部外転用する場合は、当該補用品等について、第1号の表の左欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる条件を満たすかどうかを確認した上で、条件率を定めるものとする。

## 9 算定要領の見直し

本算定要領は、必要に応じて見直すものとする。